

説明者 秋田 基

吾々ノ要求ハ當然ナリ現在、叫ニテアリ人間、  
本分ナル故ニ吾々ハ自幼ノ貢徴スル迄飽近金社  
ニ對抗セントスル之ノテアル

(五) 事議資金ニ關スル件

説明者 德永席松

吾々力飽近天要求ヲ貫徹セントセハ相當、日數ヲ  
要スルニトラ覺悟也、不ハ十三又故ニ此際事議資金  
ヲ募集セントスル文ノニアル

(五) 全國的應援ヲ評議會本部ニ依頼スル、件

説明者 伊達康一

會社ノ吾々ノ要求ニ對抗、四益、限シアリストノ

四益ヲ十ニタルハ取リ、元直サヌ吾々ニ挑戦シタル  
之、テアル故ニ評議會本部ニ要求シ全國的應援ヲ  
受ケテ徹底的ニ會社ニ對抗セントスル元ノテアル  
五 檢束者

左記五名ハ工場内外ニ於テ矯激ナル言動ヲ十二時  
警察官制止、肯ニニサル為メ所轄警察署ニ檢束セリ

熊谷銀藏 萩原信丈 村上信衡

薄井軍祐 真田信太郎

六 會社側、對辭

會社ハ前記四益ヲ與フル、同時ニ左記四十四名ノ職  
工ヲ停職處分ニ附シ極メテ強硬ナル態度ヲ示セリ  
停職者氏名